

2024文議第887号
令和6年11月19日

文京区議会議員 殿

文京区議会議長
白石 英行

請 願 の 付 託 に つ い て

今般受理した請願については、別紙のとおりそれぞれ
所管委員会に付託いたします。

委員会別付託請願一覧

委 員 会	受理番号	件 名
総務区民 (4件)	第26号	場外馬券売り場（後樂園オフト）の撤去を求める請願
	第27号	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願
	第28号	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願
	第29号	竹早テニス倶楽部の竹早テニスコート不適切利用に係る責任追及に関する請願
厚生 (1件)	第30号	介護保険制度の抜本的改善、介護従事者の処遇改善を求める請願書
建設 (1件)	第31号	文京区のまちづくりの定義を明確にし、真の「区民参画」の実現に道を拓く「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討を求める請願
文教 (3件)	第32号	小・中学校全学年において早急に少人数学級の実現を求める請願
	第33号	「グリホサート農薬」の入っていない安心安全な学校給食の提供を求める請願
	第34号	学校給食に「ゲノム編集食品」を使用しないことを求める請願

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和6年11月15日 第26号
件 名	場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める 請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目15番12号 新日本婦人の会文京支部 支部長 小 竹 紘 子
紹 介 議 員	板 倉 美千代
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

文京区は、東京都への後楽園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育の町に競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

文京区は、今、子育てしやすい町として、子どもの教育や安全な環境を求めて、若い世代の人口が増えています。

感染流行時には、コロナウイルスの感染対策で、場外馬券売り場「ウインズ」を休止していました。今までの場外馬券売り場（後楽園オフト）では大井競馬場を中心に南関東公営競馬すべての馬券を販売しているため、ビルの6階に移動したとはいえ、馬券売り場も広くなり、券売機も50台以上設置されており、大変な混雑で、ギャンブル場特有の雰囲気です。「文の京」の教育と文化、安全で安心なまちづくりにも逆行するものです。

ギャンブルが法で禁じられているのは、それだけ大きな弊害があるからです。厚生労働省の研究班発表によると「問題は日本のギャンブル依存症の比率が他国と比較して、異常に高いことです」（2017年9月）、と述べています。

勝ったらもっと、負けても負けを取り返すためにまたというギャンブルの特性による被害は、ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりで精神的、物理的被害が数倍にも及んでいます。

ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりの人達を苦しめる公営競馬、勝ち馬投票券の販売を中止し、純粹にスポーツとしてのみおこなうことを、「文の京」文京区から提案してください。

場外馬券売り場の撤去とともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださるよう請願致します。

請願事項

- 1 場外馬券売り場（後楽園オフト）を撤去してください。
- 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

請 願 文 書 表		
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和 6 年 11 月 15 日 第 27 号・28 号	
件 名	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について 意見書の提出に関する請願	
請 願 者	27 号	文京区本駒込一丁目 2 番 5 号 ルネ文京白山 一般社団法人本郷青色申告会 会 長 松 岡 隆 司
	28 号	文京区小日向一丁目 1 番 8 号 藤和小日向ホームズ 1 階 一般社団法人小石川青色申告会 会 長 赤 司 幸 勇
紹 介 議 員	豪 一 宮 崎 こうき 松 丸 昌 史 品 田 ひでこ 板 倉 美千代	
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り	
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会	

請願理由

長期に及んだコロナ禍の影響に加え、諸物価の高騰、極端な円安、株価の騰落等により、多くの事業者は、業種・業態、規模の大小、法人・個人事業者を問わず、売上の激減、収益の悪化、顧客離れ等に見舞われ、未だに事業の存続の危機に直面し、更には倒産や廃業の危機に晒されている。

また、食料品や生活に直結する諸物価の高騰等により、事業者やサラリーマンばかりではなく、年金生活者や子育て世代を含め、多くの都民には、日々の生活への不安等、多くの苦難が降りかかっている。

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、コロナ禍前にもまして、厳しく、かつ、深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足等、様々な危機に晒されている。

このような社会経済環境に加え、消費税のインボイス制度の施行に伴った小規模事業者に対する課税の強化に事務負担の増加等、厳しい事業経営を強いられ、家族や従業員等の生活基盤は圧迫され続けている現状にある。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、消費税を初め所得税や住民税、社会保険料等の負担の増加にあえいでいる実態にある。

この厳しい環境下において、都独自の施策として定着しているこれらの軽減措置が廃止されることとなると、小規模事業者の経営や、多くの都民の生活は、更に厳しいものになり、ひいては地域社会の活性化のみならず、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねない。

つきましては、「固定資産税及び都市計画税に係るこれらの軽減措置について、令和7年度以後も継続されるよう」、都に対して意見書を提出されますようお願いいたします。

- (1) 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置は、都民の定住確保と地価高騰に伴う負担の緩和を目的として、昭和63年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。
- (2) 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置は、過重な負担の緩和と中小企業の支援を目的として、平成14年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。
- (3) 商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置は、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として、平成17年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。

請願事項

「固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置について、令和7年度以後も継続されるよう」、都に対して意見書を提出されますようお願いいたします。

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を、令和7年度以後も継続すること。
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を、令和7年度以後も継続すること。
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を、令和7年度以後も継続すること。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和6年11月15日 第29号
件 名	竹早テニス倶楽部の竹早テニスコート不適切利用に係る責任追及に関する請願
請 願 者	竹早公園・小石川図書館を考える会
紹 介 議 員	依 田 翼
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

竹早テニス倶楽部に対して、数十年にわたり早朝時間外利用・土日不公平優先団体予約が区黙認の下行われてきたことは、既に区も認めている事実です。

この件に関し、指定管理者が料金を収受していたことも判明しており、区も認めるところです。

区は指定管理者に対する行政指導を令和6年2月以前に行った事実があるか、また、行った事実がある場合にはその内容について、それぞれ回答するよう「区民の声」で求めました。しかし、現在までにその回答はありません。

区は指定管理者に対する調査・指示権限を有し（地方自治法244条の2第10項）、指定の取消・業務停止命令権も有します（同条第11項）。長年にわたる不適切な利用を黙認した責任を区が果たさないこと、また指定管理者に果たさせないことは、区民に対する関係で不当な財産管理に該たる可能性があります。

そこで、以下のことを求めます。

請願事項

- 1 竹早テニス倶楽部に対する過去の行政指導歴について公式に回答するよう、区議会から区に求めてください。
- 2 長年にわたる竹早テニス倶楽部による竹早テニスコートの不適切使用に関する区の責任を明らかにすること、及びこれに関し指定管理者に対する監督権限の具体的な行使を、区議会から区に求めてください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和6年11月15日 第30号
件 名	介護保険制度の抜本的改善、介護従事者の処遇改善を求める請願書
請 願 者	文京区本駒込五丁目15番12号 新日本婦人の会文京支部 支部長 小 竹 紘 子
紹 介 議 員	金 子 てるよし
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	厚 生 委 員 会

請願理由

介護保険制度は施行 24 年が経過しました。しかし、利用料、食事・居住費などの重い負担のため必要なサービスが利用できない実態が広がり続けており、家族の介護を理由とする介護離職も高止まりのままです。

2024 年度の介護報酬改定はプラス改定となりましたが、介護職員と全産業平均との月額 7 万円の賃金格差を埋めるにはほど遠い内容であり、介護事業所の経営困難をもたらしている物価上昇分をカバーすることもできない不十分な改定です。さらに訪問介護の報酬が引き下げられたことで、地域で最も身近な小規模の訪問介護事業所が廃業に追い込まれる事態が生じており、「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ない」など、怒りと不安の声が噴出し続けています。加えて介護現場の人手不足は本当に深刻で、ヘルパーの有効求人倍率が 15 倍を超えるなどこのままでは介護の担い手がなくなります。身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活支えるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護は続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

こうした中、政府は、私たちの反対の声で先送りさせた利用料 2 割負担の対象拡大、ケアプラン有料化、要介護 1、2 のサービスの保険給付外しなど、さらなる改悪に向けた審議を 2025 年から再開しようとしています。

権利としての社会保障を実現させるためには、社会保障費を増やし、介護保険の国庫負担を引き上げ、制度の抜本的改善、介護従事者の大幅な処遇改善と増員を図ることは何よりも必要です。介護保険の立て直しは待ったなしの課題です。

以上の趣旨から、下記事項につき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対する要望書の提出を決議してください。

一方介護保険制度の運用主体（保険者）は文京区が担っています。区内のサービス事業者（居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス）の実態を把握・分析・公表をして、行政として必要な財政等の支援や必要な助言を強化してください。

倒産や廃業により文京区の介護サービスが後退することのないよう、必要な措置を講じてください。

請願事項

- 1 社会保障費を大幅に増やし、必要なときに必要な介護が保障されるよう、費用負担の軽減、サービスの充実など介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護報酬財政に対する国庫負担の割合を 10%引き上げること。
- 2 訪問介護の基本報酬の引き下げを撤回し、介護報酬全体の底上げを図る再改定を至急行うこと。その際は、サービスの利用に支障が生じないよう、利用者負担の軽減などの対策を講じること。
- 3 利用料 2 割負担の対象者の拡大、ケアプランの有料化、要介護 1、2 の保険給付外し（総合事業への移行）など、介護保険の利用に重大な困難をもたらす新たな制度見直しを検討しないこと。
- 4 全額国庫負担により、すべての介護従事者の賃金を全国平均まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和6年11月15日 第31号
件 名	文京区のまちづくりの定義を明確にし、真の「区民参画」の実現に道を拓く「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討を求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	千 田 恵美子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	建 設 委 員 会

請願理由

文京区には他の自治体にあるような総合的な「まちづくり基本条例」がありません。「まちづくり活動の支援策」があるとはいえ、「推進要綱」や「コンサルタントの派遣」、一般的な「協議会への支援」しかなく、世田谷、練馬、目黒区のようなまちづくり支援策を充実している自治体と比べると総じて遅れており、支援内容も限られているように映ります。一方、区全体を見渡すと、建築紛争自体の件数は少なくなっているかもしれませんが、区立学校や図書館の建て替えや、公園再整備を巡っては、「子どもや若者を含め広く住民意見を聴く仕組みが制度として整っていない」「住民参加が形式だけで実質的な参加・参画が蔑ろにされている」「区と区民のみならず、子どもや若者を含めた地域住民の間における情報共有のあり方や理解に偏りや濃淡がある」等の声があちらこちらで上がっています。

文京区に必要なのは区民のまちづくりに対する熱意や意欲を受け止めた上で、それをしっかり支え、協働で実現につなげるための行政上のステップをきめ細かく丁寧に整えることであり、「文の京」まちづくり基本条例（仮称）は子どもや若者を含むすべての地域住民に開かれたまちづくりをサポートする役割を担います。

全国市区町村の既存の「まちづくり基本条例」や関連条例・要綱等を詳細に調査・研究し、まちづくりの「理念」や「定義」「将来都市像」の描き方、防災・減災まちづくり施策の盛り込み方等を含め、「文の京」にふさわしい条例をつくることが区民の最善の利益に適います。また、この基本条例は地元・地域の区民のまちづくりに関する提案を全庁的に検討するスキーム（広く意見や要望等を集約し、まちづくり行政に生かす仕組み）のあり方も含みます。「協働・協治」の理念に則り、専門家や区民による検討を十分に行いまちづくりに参画する主体としての区民の位置づけを明確にした上で、区民と開発事業者との関係を調整する区の役割も明記することを通じて文京区の総合的なまちづくりに資する基本条例を目指すものです。

現状の制度や仕組みをさらに発展させ、先に挙げた自治体並みに支援策を充実させながら、条例制定を通じ、まちづくり行政上のステップのハードルを下げるとともに、きめ細かく丁寧に整える（区民の意見・要望を集約・反映しやすく、参加・参画しやすくすることを含む）検討をするために、まずはその有効性を調査・研究するよう区に働きかけていただきたく、貴議会に下記のとおりお願いいたします。

請願事項

- 1 「文の京」のまちづくりの手法として、子どもや若者を含めた幅広い地域住民が構想段階から参加・参画できるような「パブリック・インボルブメント（P I）」や、「文の京」版コンサルテーションの手法などを区の仕組みとして整えることのメリット・デメリット等を調査・研究してください。
- 2 「パブリック・インボルブメント（P I）」や、フランスの都市計画やまちづくりにおける「コンサルテーション」の手法を参考に、子どもや若者を含めて幅広く区民の意見を聞き、構想着手前の早い段階から区民への情報提供と対話の場を設け、区民が十分に情報共有し、また意見や要望が取り入れられるような仕組みを区として考えられるか、調査・研究してください。
- 3 「延べ面積が1万平方メートルを超える中高層建築物」等については東京都の取扱いになるとはいえ、区が区民の意向や要望等をしっかり受け止め、正確に都に伝え、何をどう伝えたか区民が検証できる仕組みを調査・研究してください。
- 4 文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念を定めた上で、上記1～2の調査・研究を踏まえ、他の自治体に見劣りしない安全・安心な住環境や子育て・教育環境の充実・強化など令和の新時代に相応しい「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の有効性について調査・研究してください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和6年11月15日 第32号
件 名	小・中学校全学年において早急に少人数学級の実現を求める請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目15番12号 新日本婦人の会文京支部 支部長 小 竹 紘 子
紹 介 議 員	石 沢 のりゆき
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	文 教 委 員 会

請願理由

文部科学省は10月31日2023年度の小中学校の不登校児童数が34万6482人（前年比4万7000人増）にのぼり、過去最多を7年連続で更新したと発表しました。小学生は13万370人（全体の2.7%）、中学生が21万6112人（全体の6.7%）といずれも増加する異常な状況です。また、いじめも過去最多を更新し、身体的被害や長期欠席などに繋がる「重大事態」は1306件と初めて千件を超えました。

文京区の2023年度不登校数が小学校184人、中学校202人と全国同様の増加傾向を示している事は放置できません。これらを見ても、学校が子ども達の安心できる居場所、安心して学べる場所になっていないことが明白であり、解決のための対策が急務です。

これらの不登校実態の背景には競争的な教育があると専門家からの指摘もあります。授業時間の詰め込み問題（一日の授業時数が多いこと）など、子どもに寄り添い声を受けとめる教員の多忙化が大きな社会問題になっています。精神疾患等による休職者が2021年度過去最多になるなど深刻な事態です。文京区でも、2023年度欠員56名に対し補充は正規6名・非常勤42名と8名不足のままでした。教員不足で担任不在となり副校長が急きょ入り凌いだとの報道がありましたが、文京区内でもこのような事態がいつ発生してもおかしくない状況です。

学校が子どもの安心できる場所、より良く学べる場所となるためには、何より教員を大幅に増やし、教員の多忙化を解消し、一人一人の子どもたちの声をしっかり聞き取り、心が通い合う環境を作ることには急務です。各地の自治体では、国の35人学級への法改正を受けて、自治体独自に前倒しで促進するなど「少人数学級」は全国的な流れになっています。文京区でも独自の取り組みで子どもたちの教育環境を整えることを強く望みます。

子どもの権利条約に鑑み、子どもたちがゆったりと学び、一人一人の個性を生かし学ぶ権利を保障することが社会の責任であるとして、少人数学級を進め、国・東京都・文京区の文教予算を教職員増員のために大幅に増額し、東京都においても独自に教員を増やし35人学級を小学校で実施するとともに、同時に中学校に拡大していただきたく強く要請します。

請願事項

- 1 都の責任で、中学校2年以上も35人学級にするよう都に求めること。
- 2 国に対して中学校の35人学級への移行を求めること。
- 3 小・中・高の全学年で30人学級の実現を都に求め、文京区としても30人学級への移行を検討すること。
- 4 都に対し学級数に対する教職員定数の配当基準を見直し拡充するよう求めること。
- 5 文京区として教員の過重労働を解消するために、教員を補助する要員を必要なだけ確保すること。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和6年11月15日 第33号
件 名	「グリホサート農薬」のっていない安心安全な 学校給食の提供を求める請願
請 願 者	
紹 介 議 員	石 沢 のりゆき
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	文 教 委 員 会

請願理由

有機農業は、農薬・化学肥料に頼らず、食の安全や環境に配慮した農業です。農水省は「みどりの食料システム戦略」で2050年までに有機農業面積を25%にする目標を掲げています。全国各地でオーガニック給食を導入する自治体が増えています。有機食材を一部でも学校給食に導入している自治体数は全国で193市町村まで増加しました（令和4年度）。オーガニック給食は、都市部の世田谷区や大阪府泉大津市などでもスタートしています。

日本の食料自給率は38%です。しかしながら種・肥料・飼料などを海外に過度に依存しています。これらのことを考慮すると日本の「実質自給率は9%」と東京大学大学院の鈴木宣弘教授は試算します。海外からの輸入が滞ると都市部は脆弱で命を守ることができません。

今年の夏に起きた「令和の米騒動」でスーパーの商品棚から米が消えました。新米が出て混乱は収まりましたが、これで終わりではありません。2024年9月5日付の日本農業新聞に「コメ不足のさなか、コメ農家の倒産・廃棄が急増 過去最多を更新へ」と掲載がありました。今後、都市部では安心安全な国産食材の安定的な確保が難しくなる恐れがあります。

そこで学校給食にできることがあります。日本の安心安全な農産物を学校給食を通して子ども達に食べてもらうことです。泉大津市のように、農業が盛んな自治体と連携することの一つの方法です。都市部では安心安全な食材が市場価格に左右されることなく安定的に確保でき、食糧危機が起きても優先的に提供してもらえます。一方、農村部では有機農業に安定的に取り組むことが可能になります。農村部と都市部が共存共栄でき、子ども達は身体に良い食材を学校給食で食べられて、保護者にも喜ばれます。

文京区の学校給食のパンには、輸入小麦が使用されています。農水省が行った輸入小麦の残留農薬検査（2021年度）では、カナダ産100%・アメリカ産97.8%からグリホサートが検出されています。グリホサート（商品名ラウンドアップ）は、2015年にWHOの専門家機関である国際ガン研究機関が「人に対しておそらく発ガン性がある」と発表しており、40ヵ国以上で禁止や規制されています。グリホサートは多様な毒性があり、生殖毒性、腸内細菌叢の異常、自閉症などの発達障害、発達期の脳への影響なども指摘されています。そして今注目されているのが「世代を越えた影響」です。グリホサートは遺伝子の発現に影響を与える（DNAのメチル化異常）ため、自分には影響が出なくても、子や孫の代で疾患が出る可能性があるのです。なお、国が設定する残留基準値以内の摂取なら安全かといえ、農薬残留基準値は毒性の低い主成分を元に算出した値であり、強毒の補助剤の影響が考慮されておらず、決して安全とは言えません。

オーガニック給食に積極的に取り組んでいる千葉県いすみ市は現在、「給食がいいから子ども達が元気になる」ということで「移住したい田舎」の首都圏1位になっています。学校給食は自治体の裁量です。学校給食法第9条1項の規定に基づく、学校給食衛生管理基準には「有害なものの又はその疑いのあるものは避けること」とあります。安価でリスクのある輸入食材を学校給食で使用するのではなく、国産の安心安全な食材を使用することで子どもの健康を守り、より魅力ある文京区になれるよう取り組んでください。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

請願事項

- 1 子ども達の健康を守り、環境に優しく、日本の農業活性化につながる「オーガニック食材」を学校給食に取り入れるよう区に求めること。
- 2 予防原則に基づき、グリホサート残留の可能性が高い輸入小麦は学校給食での使用を止めて、国産小麦・米粉または米飯にするよう区に求めること。
- 3 学校給食のパンと麺のグリホサート残留農薬検査を定期的に行うよう都に求めること。
- 4 農薬の安全基準を決める毒性試験は「主成分のみ」で行われている現状を改め、「実際に使用される農薬（主成分+補助剤）」で行うよう国に求めること。
- 5 千葉県いすみ市に文教委員会で視察をして、オーガニック給食を研究するよう区に求めること。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和6年11月15日 第34号
件 名	学校給食に「ゲノム編集食品」を使用しないことを 求める請願
請 願 者	
紹 介 議 員	石 沢 のりゆき
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	文 教 委 員 会

請願理由

2024年10月16日、消費者庁にゲノム編集ジャガイモの届け出が受理されました。日本で届け出が行われたゲノム編集食品は7品目となりました。2024年9月からはゲノム編集ヒラメの販売も開始されています。しかしながら、ゲノム編集食品は「届け出が任意」で「食品表示義務がない」ため消費者は選択することができません。また、安全性においてもゲノム編集食品が人体に与える影響を調べた研究はまだ行われておらず、子ども達にどのような影響があるか不明です。

ゲノム編集とは、標的とする特定の遺伝子を壊す技術です。例えばゲノム編集トラフグ・ヒラメの場合、食欲を抑制する遺伝子を壊すことで食欲をコントロールできなくします。体は大きくなりますが、血糖値や肝臓に異常が生じやすくなり、病的な状態で育つことを強いられます。そのため海外からは、アニマルウェルフェア（動物福祉）の観点で「拷問養殖」だとして批判されています。また、カリフォルニア大学のイグナシオ・チャペラ教授は「遺伝子の1個が壊されると、敵が来たと錯覚してその壊れた遺伝子を含む細胞を壊そうとして有害な化学物質を出したりするので、どのようなことになるか予測がつかず大変危険」と指摘しています。

かつて新しい技術であった遺伝子組み換え食品は、1996年に流通が始まった際には食の安全に関する動物実験が行われていませんでした。2000年に入ると徐々に動物実験が行われるようになり、2010年代に入ってやっと評価できるようになりました。それを受けて米国環境医学会は「これまで行われた多くの動物実験が、遺伝子組み換え食品と健康被害との間に強い関連性を示している」と声明を出しました。この先、ゲノム編集食品でも実験の数が増え評価が進むことで有害性が判明する可能性があるのです。

2024年10月には、兵庫県議会から「ゲノム編集技術応用食品の表示等について更なる検討を求める意見書」が提出されました。同様の意見書は、岐阜県・奈良県・静岡県議会やその他の地方自治体からも提出されています。たくさんの人々がゲノム編集食品に対して不安を持っています。学校給食法第9条1項の規定に基づく、学校給食衛生管理基準には「有害なもの又はその疑いのあるものは避けること」とあります。ゲノム編集食品の場合も、遺伝子組み換え食品と同様に予防原則で慎重に対応することが必要です。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項をお願いいたします。

請願事項

- 1 「ゲノム編集食品」は、加工品を含め学校給食に使用しないよう区に求めること。
- 2 「ゲノム編集食品」の届け出を義務づけるよう国に求めること。
- 3 「ゲノム編集」の食品表示を種苗・作物・食品に義務づけるよう国に求めること。